

ナムランクォーターリー

Namrun Quarterly

発行所 / 弁護士法人苗村法律事務所 大阪市北区西天満 2丁目 6番 8号 堂島ビルディング 7階

制作協力 / 株式会社 陸風社 <https://www.rikufusha.co.jp/>

Index

米国留学を終えて
…1

【事件ファイルより】
DIP ファイナンスの必要性
～コロナ禍の事業再建
～支援したい取引先のために～
…2～3

【最近の判例から】
著作物の利用による
著作権人権との抵触
～リツイート事件
～最高裁判決を題材に～
…3～4

【事務局から】
…4

米国留学を終えて

この度、2年弱の米国留学を終えて無事にニューヨーク州弁護士の資格を取得し、本年4月に当事務所の業務に復帰致しました。

米国留学では、まず西海岸のロースクール(カリフォルニア大学バークレー校)に入学し、一年中温かい気候と穏やかな雰囲気の中で米国の法制度を学びました。昨年秋からはニューヨークに移動して、西海岸とは対照的に厳しい寒さと忙しく働く人々と共に、マンハッタン中心部にある大手法律事務所勤務しました。

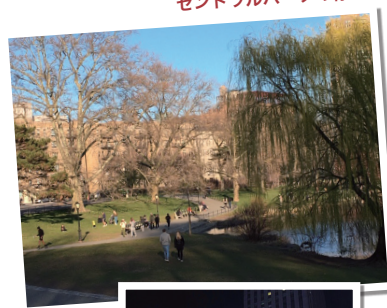
試験勉強や事務所業務の傍ら、カリフォルニアでは、家族や友人と一緒に雄大な自然の中でのドライブやハイキングを楽しみ、ニューヨークでは、美味しい飲食店や美術館を巡ることができました。特に印象に残ったのは、クリスマスシーズンになるとニューヨークのロックフェラーセンターに出現する巨大なクリスマスツリーです。点灯式では、有名シンガーらのパフォーマンスが行われ、大変な盛り上がりを見せました。

そして、帰国前の本年3月には、新型コロナウイルスの流行によるロックダウンを経験しました。ニューヨークでは、2月までは新型コロナ問題が他人事のようなものでしたが、3月前半に感染者が増えるにつれて、急に大規模な対策が講じられました。全ての飲食店の店内飲食が禁止され、日本のニュース映像で見るように路上からは人が消え、スーパーには食料品を求めて長蛇の列ができました。なお、日本では

トイレト
ペーパーや
即席めんが
品薄になり
ましたが、
アメリカで
はまずパン
と肉類が陳
列棚から全
て無くなり
、このような
緊急事態下
でも国民性
の違いを感
じました。

しかし、自宅に籠りテレワークをしていた人たちも、やはり一日中家にいるのは退屈だったのかもしれませんが。毎日夕方になると、私が住んでいたアパートの隣のセントラルパークには、普段以上に多くの人々が来園し、散歩やエクササイズを楽しんでいました(ニューヨークではロックダウン中も最低限の運動が認められていました)。私自身、帰国直前は自宅から出られない日々が続きましたが、毎日公園に訪れる楽しそうな人々を眺めては、少し晴れやかな気分になっていたのです。

セントラルパークの様子



ロックフェラーセンターのツリー



田中 敦
(たなか あつし)



昨秋、苗村家に来たクレマチスたち

DIPファイナンスの必要性

～コロナ禍の事業再建—支援したい取引先のために～

1. はじめに

耳慣れない言葉に戸惑われたかと思いますが、DIPはDebtor In Possessionの略で、債務者が自ら経営を続けながら、事業の再建を目指す、米国のChapter11と呼ばれる再建的な倒産手続の手続開始の後に手続中の資金を得るための融資のことをDIPファイナンスといいます。Chapter11は、米国では、1979年に旧Chapter10の全面改正によりできた章で、再建的な倒産手続を定めています。

新型コロナの問題以前は平成の徳政令ともいわれた中小企業金融円滑化法による金融機関の返済の猶予と、この20年の間に進化した私的整理の手法によって法的倒産を回避して行う事業再建が一般化したことにより、日本では会社更生手続や民事再生手続を申請する事業者は激減しました。私も管財人代理を務めましたマイカルの会社更生事件では、メインバンク等から、更生計画案提出までに苦しくなる資金繰りに対し、このDIPファイナンスを受けることができましたが、その他は運送業のFootwork社の民事再生手続やJALの会社更生手続で同様にこれが実施された以外では、大規模な案件ではなく、DIPファイナンスは米国のChapter11では、一つのファイナンス手法として確立しているにも関わらず、日本ではほとんど育っていません。今回は、コロナ禍の事業再建手続においてこのDIPファイナンスを必要とする事業者が増加すると考えられ、DIPファイナンスを日本で根付かせるために何が必要かについて述べたいと思います。

2. 米国でDIPファイナンスが事業として成り立つ理由

(1) DIPファイナンスと債権分類

米国でもDIPファイナンスは、Chapter11が制定された直後にはなかなかこれに乗り出す金融機関はありませんでした。米国ではDIPファイナンスの債権が回収不能のリスクの高い債権(Highly Leveraged Transaction)とみなされるとこのファイナンスはできないと考えられたからです。そこで、金融機関が当局に働きかけ、

1991年に連邦準備制度理事会その他管轄機関の金融調査においてDIPファイナンスの債権は、非分類とされるとのガイダンスが出されたとのことで、これによって大手の金融機関がDIPファイナンスに乗り出すようになりました。

(2) プライミングリーエンの付与(DIPファイナンスへの優先性、担保の付与)

加えて、Chapter11は、DIPファイナンスについて特別な貸し手へのインセンティブを定め、より、貸し手にとって魅力的なものとしています。

① 364条(a) 通常業務でなされる無担保の貸付けについては、裁判所の許可なしに、債務者は、借入が認められている。この債権は、管理費用と同等の優先性が付与される。

② 364条(b) 通常業務以外の無担保の貸付けについては告知と聴聞の後に、裁判所によって許可される。同じく管理費用と同等の優先性が付与される。

③ 364条(c) 他の管理費用に優先して回収することができるというSuper Priorityが与えられ、加えて、担保設定されていない資産に対し担保設定でき、かつ担保設定されている資産に対し、劣後担保を設定できる。かような優先性を付与しなければ、DIPファイナンスを得られないことを裁判所に示す必要があり、裁判所の許可を要する。

④ 364条(d) 最も優先性の高いDIPファイナンスで、既存の担保と同列又は先順位の担保を与えること(Priming Lien)によってしか、DIPファイナンスを得られないような場合に限られる。また既存の担保権者に対して適切な保護(adequate protection)が与えられることが要件とされ、裁判所の許可を要する。

⑤ いずれの裁判所の許可もDIP Orderという裁判所の命令の形で発令され、DIPファイナンスが善意で行われている場合にはその効力は上訴審の決定により無効とされない。

④のいわゆるプライミングリーエンを付与する場合の、既存の担保権者に対する適切な保護については、その担保権者の同意があればともかく、そうでない場合、これ

を証明することは困難であるとされます。ただし、広く担保を徴求している担保権者は、既存の債権についての担保価値の下落を避けるため、同意することが多く、また一部の財産にだけ担保を設定している担保権者が反対する場合には、その財産を避けて他の財産に先順位担保を得てDIPファイナンスがなされているようです。従って、担保を多く有している既存の債権者がこの債権の保護の意味でDIPファイナンスを行うことも多く、このような場合はDefensiveな場合といい、新たにDIPファイナンスを行う貸し手をOffensiveな貸主とも呼ぶようです。

3. 日本へのあてはめ

(1) DIPファイナンスと既存の担保権者

日本では、金融庁検査では、各金融機関の自己査定に基づいて債権の分類を行うことが認められていますが、多くの金融機関は、回収困難な債権として分類しているのではないかと考えられます。しかしながら、上述の米国のChapter11 364条のような保護がDIPファイナンスに与えられればどうでしょうか？

④の364条(d)のようなプライミングリーエンが与えられる場合はなおのこと、③の(c)のように、手続申立前の債権に優先するだけでなく、手続開始後に発生する債権(日本の共益債権に当たり、手続外でも弁済が認められる債権です)にも優先するようであれば、回収の可能性は相応に高くなり、多額の引当てを積む必要はなくなります。

また裁判所の許可で担保権が設定されるのであれば、メインバンクにとっては、既存の担保の価値を維持する意味でも、DIPファイナンスを行って、ニューマネーを債務者に供与して、事業を継続してもらう合理的な理由が出てきます。

もちろん既存の担保権者と並ぶ又はその先順位になる担保権の創設を裁判所の許可だけでできるようにするのは、このような立法は、民法その他の法律によって認められてきた担保権の価値を大きく左右することになると考えられるかもしれません。

しかし現実に担保権の実行が最も必要となるのは借主が倒産した場合です。会社更生法においては、担保権も手続に取り込まれ、その手続下では、担保権実行は認められず、更生担保権として担保価値に応じた額を更生計画に応じて支払われるにとどまります。このような担保権の倒産手続による変容が許容されていることからすれば、裁判所の許可を以て、DIP ファイナンスに担保権を付与することも日本においても許容できるのではないかと思います。

このためにはもちろん立法を必要とします。現在、再建的な倒産手続に精通した弁護士で（私も一応メンバーです）、このような DIP ファイナンスを取り入れるための時限立法を含め、より窮境にある事業者が民事再生手続等を申立てやすくできないか検討しています。

(2) もし DIP ファイナンスに優先的な担保権等を付与し得るなら

さて、ようやく副題との関係を記せるようになりました。皆様の会社の取引先で、窮境に陥っていて、いよいよ法的な倒産手続が必要な企業に対し、支援を考える場合にも DIP ファイナンスに優先権があれば、先にこのような DIP ファイナンスにより、当座の事業資金を融通しやすくなることに気が付かれたと思います。DIP ファイナンスは既存の担保権者が行う Defensive な場合だけでなく、支援企業でも行えます。債権者数も多く、再生計画案が同意されるかわからない、事業の先行きに不確定要素があるというような場合でも、必要な技術等を持っている取引先であれば、支援をしたと考えてところです。ただ、その不確かさがある故に足を踏んでしまうといった場合に、担保権設定ができ、かつ共益債権としての優先順位が高ければ、回収できないリスクは相当小さくなり、思い切った支援をしても大丈夫との判断がつきやすくな

ります。そして、支援者が DIP ファイナンスを行うというだけで、債務者の取引先の信頼度は十分に改善し、より良い方向に歯車は回りだします。

4. 最後に

コロナ禍の経済、特に製造業への悪影響はこの秋冬から本格化するといわれています。何とか時限立法でよいので、コロナ禍の窮境企業の再建についての立法にこのような DIP ファイナンスへの優先性の付与がなしえないか、運動を続けていきたいと考えています。



苗村 博子
(なむら ひろこ)

最近の判例から

著作物の利用による著作者人格権との抵触

— リツイート事件最高裁判決を題材に —

1. はじめに

本年7月21日、最高裁が、Twitter 上のリツイートによる著作者人格権侵害を認める判決（以下「本判決」といいます）を下しました。

近年、SNS 等の普及により、引用や改変といった他人の著作物の利用がごく身近なものになりました。しかし、著作物の利用の場面では、たとえ当該利用行為が著作権を侵害しなくても、著作者が有する著作者人格権との関係で問題を生じることがあります。そのような場面で、双方の権利や利益をどう調整すべきかについて、本判決は、重要な問題提起をするものと考えます。

本稿では、本判決の事実経緯と判示内容を簡単にご紹介した上、著作物利用と著作者人格権との関係について、海外の法制度とも比較しつつ、その問題点や注意点を述べます。

2. リツイート事件の事実経緯

本判決の第一審原告はプロの写真家、第一審被告は Twitter, Inc. (以下「Twitter 社」といいます) です。第一審原告は、自ら撮影した写真 (以下「本件写真」といいます)

の隅に「©」マークと氏名を付記して、自己のウェブサイトに掲載していました。ところが、氏名不詳者 (以下「元ツイート者」といいます) が第一審原告に無断で本件写真を Twitter 上にツイート (投稿) し、続いて、別の氏名不詳者 (以下「リツイート者」といいます) が Twitter 上で当該ツイートをリツイート^{*1}しました。Twitter の仕様上、リツイートされた本件写真は、元画像の上下一部がトリミングされており、本件写真上の氏名部分が表示されなくなりました^{*2}。

第一審原告は、元ツイート者及びリツイート者による本件写真のツイート及びリツイートが、著作権 (複製権、公衆送信権等) 及び著作者人格権 (氏名表示権、同一性保持権等) を侵害するとして、それらの者の発信者情報の開示を求めて提訴しました。第一審判決は、リツイートによる著作権及び著作者人格権の侵害をいずれも否定しました^{*3}。これに対し、原審判決 (知財高裁) は、リツイートによる著作権侵害を否定しつつ、著作者人格権侵害につき、リツイート者を侵害主体として氏名表示権及び同一

性保持権の侵害が成立すると判示し、第一審の判断を覆したため、これを不服として Twitter 社が上告しました。

3. 本判決の判示内容

まず最高裁は、氏名表示権侵害の成立には、著作権法 21 条から 27 条までが定める各支分権の利用行為によることを要しないとして、リツイート者が、本件写真の著作権侵害にあたる利用行為をしていなくても、氏名表示権侵害が成立し得ると判示しました。

続いて、最高裁は、たとえクリックすることで氏名部分を閲覧できるとしても、リツイートに伴う本件写真のトリミングにより氏名部分が非表示となったことが氏名表示権侵害にあたるかと判示しました^{*4*}*5。侵害主体については、Twitter の仕様への主観的認識にかかわらず、客観的にはリツイート者の行為によってトリミングが生じていることから、リツイート者が氏名表示権侵害の主体であると判断しました。

ただし、本判決には、リツイートによる著作者人格権の侵害主体はリツイート者ではないという反対意見が付されています。その理由として、リツイートによる画像の

トリミングは、Twitterの仕様によるものであり、リツイート者がそれを変更できないこと、及び、Twitter上で著作権者人格権侵害の問題を生じる無断アップロード^{*6}をしたのは、リツイート者ではなく元ツイート者であることが挙げられています。さらに、当該反対意見では、リツイートをする者が、元画像の出所や著作権者の同意等について逐一調査しなければならないとすれば、Twitter利用者に過大な負担を強いることが指摘されています。

4. 著作物の利用と著作権者人格権

(1) 著作権法の規定と問題点

本判決は、特定のSNS上に無断アップロードされた著作物に関する判断であり、本判決の射程が著作物の利用行為一般に広く及ぶとは考えられません。とはいえ、本判決は、SNS利用への注意喚起にとどまらず、著作権侵害とならない利用行為であっても著作権者人格権を侵害し得ることを再認識すべき契機となります。

わが国の著作権法上、引用等の一部の利用行為については権利制限規定（著作権法30条以下）が設けられており、たとえば著作権者の許諾がなくとも一定範囲でこれが認められます。しかし、それら権利制限規定は、著作権者人格権に影響を及ぼしません（同法50条）。したがって、たとえば引用の規定（同法32条）に従い著作物を一部利用又は要約引用する場合、引用に伴う改変と同一性保持権との抵触が問題となります^{*7}。この点、どのように調和を図るべき

かは大変難しい問題であり、特に現代のような情報化時代では、著作権者人格権の強化により著作物の円滑な利用・流通が阻害されると、ひいては著作権者や著作権者にとっても経済的損失となる可能性がある指摘されます^{*8}。権利制限規定とは異なりますが、本判決の反対意見も、著作権者人格権を過度に保護することは著作物利用の萎縮につながり妥当でないとの考えが背景にあるように思われます。

(2) 海外の法制度

上記(1)の問題が生じる一因として、わが国の著作権法は、世界的に見ても高い水準^{*9}といわれるほどに著作権者人格権を強く保護しています。

海外の例を見ると、著作権者人格権の保護に重点を置く大陸法系諸国では、わが国と同様に、原則として権利制限規定よりも著作権者人格権を優先しているようです^{*10}。

他方で、歴史的に人格権保護よりも著作物の自由利用に重点を置く米国では、権利制限の中心的規定であるフェアユースに関して、人格権よりもフェアユースが優先することが条文上明記されています^{*11}。

(3) 本判決を踏まえた今後の注意点

以上のとおり、著作物利用と著作権者人格権との優劣は、明確なルール作りが難しく、国によっても制度が異なるため、個別の場面に応じた検討が必要となります。

現在、個人のみならず多くの企業も、広報活動の一環としてSNSを利用していき。本判決を踏まえ、Twitter等のSNS利

用者としては、改めて利用規約を確認の上、他者の投稿を転載等する際には、著作権者に無断アップロードされた可能性がないか、転載により改変が生じるか等、その都度注意を払うことが求められます。

また、著作権者人格権との抵触は、SNSに限らず著作物利用の場面で広く問題になり得ます。改変による同一性保持権侵害、氏名削除による氏名表示権侵害のほかにも、著作権者の名誉や声望を害するような態様で著作物を利用すれば、著作権者人格権のみなし侵害（著作権法113条6項）となります^{*12}。近時、インターネット利用の拡大により、ユーザーによる著作権への意識が高まりつつあると考えますが、本判決を機に著作権者人格権についても認識が深まることを望みます。

- ※1：別のツイートを引用して転載又はコメント付記するTwitterの再投稿機能をいいます。
- ※2：もっとも、利用者がリツイートされた画像をクリックすることで、氏名部分を含んだ本件写真の元のツイートを開覧することができました。
- ※3：元ツイート者によるツイートが本件写真の著作権（公衆送信権）を侵害することは、第一審原告間で争いがありませんでした。
- ※4：上告受理申立理由には、リツイート者による本件画像のリツイートはプロバイダ責任制限法4条1項に基づく開示請求の条文上の要件を満たさないことも含まれていましたが、最高裁はこの主張を認めませんでした。
- ※5：同一性保持権侵害の成否については、最高裁判決中で判示されておらず、原審による判断が確定したものと考えられます。
- ※6：Twitterへのアップロードが著作権者の同意の下でなされた場合、著作権者によるTwitterの利用規約（リツイートに伴うトリミング）への同意があるものとして、基本的にはリツイートによる著作権者人格権侵害の問題を生じないと考えられます。
- ※7：改変に対する同一性保持権の行使にあたっては、一定範囲で立法上の制限が設けられています（著作権法20条2項各号）。
- ※8：中山信弘『著作権法【第3版】』（有斐閣・2020年）619頁
- ※9：中山・前掲注8・577頁
- ※10：韓国著作権法38条、台湾著作権法66条、ドイツ著作権法62条及び63条、フランス著作権法122の5条2項、中国著作権法22条等。
- ※11：米国著作権法106条A、107条。
- ※12：例としては、芸術作品である裸体画を複製してヌード劇場の立看板として利用することなどが挙げられます（加戸守行『著作権法逐条講義【6訂新版】』（著作権情報センター・2013年）756頁）。

田中 敦
(たなか あつし)

Topic of 事務局から the secretariat

表紙エッセイのとおり、田中弁護士が不在の2年間は今となればあっという間でしたが、苗村をはじめとする弁護士の負担は大きく忙しい2年間であったと思います。事務局としても田中弁護士の復帰は心強く、また四国出身とは思えない関西人顔負けの切れ味鋭いツッコミとトーク力を備えるムードメーカーのような存在でもありますので（毎回期待以上の返して皆を笑わせてくれます）、リモートワークの続く日々の中でも事務所の雰囲気より明るくなり、とても嬉しく思っております。

私はカナダ留学とその後の就職でカナダにて10年間を過ごした経験がありますため、微力ながら英語での業務のお手伝いをしたり、弁護士の留学の際には志望大学へ送る英文エッセイ等の準備のお手伝いもさせていただきました。田中弁護士とも英語で数多くの業務を

作業し、そして留学準備の際にも田中弁護士の作成した英文に頻りに接しておりました。

今春2年間の米国滞在を終えた田中弁護士と早速共同の英訳作業に携わらせていただいたのですが、生意気な言い方になってしまいましたが、その英語力のう違ふりに目を奪われてしまいました。全く修正する箇所がない完璧な英訳で、原文が契約文書のような一般的に難しいといわれる文書であればあるほど、実力を発揮するように見受けられます。

米国弁護士事務所での実践の成果ともいえると思いますが、勤勉な性格ですので本人の努力も大きかったのではないかと感動しております。そして、これからの苗村法律事務所を支える人物として心強く感じております。変わらず楽しく場を明るくしてもらえるところも、また違う意味での心強さです。2年間の海外生活でシャイな性格が社交的な性格に変わってしまいましたが、皆さんにも田中弁護士の面白さを知っていただけるようになっているかもしれません。(^^)/

お二人の掛け合い自体が
若干漫才コンビ？
今度は英語でぜひ!(苗)

弁護士法人 苗村法律事務所

〒530-0047
大阪市北区
西天満2丁目
6番8号
堂島ビルディング
7階



※地下鉄御堂筋線
又は京阪淀屋橋
駅1番出口を上
がり、御堂筋を北へ徒歩5分

TEL：06-4709-1170
FAX：06-4709-0131
受付時間／9:00～18:00

<http://www.namura-law.jp>